

妙高市定住促進通学費貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、遠距離にある大学等への通学に要する資金（以下「資金」という。）を貸与し、若者が市内で生活し市民及び地域社会と関わる機会を増やすことにより、若者の定住の促進及び地域社会を担う人材の確保を図ることを目的とする。

(貸与の対象となる者)

第2条 この条例に基づく資金の貸与の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本市に住所を有する30歳未満の者
- (2) 上越地域外の大学、大学院、短期大学、高等専門学校（専攻科を含む。）又は専修学校（専門課程に限る。）に在学する者
- (3) 主として公共交通機関を利用して通学する者

(対象となる経費等)

第3条 この条例に基づく資金の貸与の対象となる経費は、通学のため合理的と認められる経路に係る公共交通の定期券購入費の合計額とし、1月当たり5万円を限度とする。

2 資金の貸与期間は、貸与を決定した日の属する月からその者の在学する学校の最短修業年限の終期までとする。

(貸与の申請)

第4条 この条例に基づく資金の貸与を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

(貸与の決定)

第5条 前条の規定による申請があったときは、市長は、これを審査し、適当であると認めるときは、資金の貸与を決定する。

(貸与にかかる利息)

第6条 資金の貸与には、利息を付けない。

(連帯保証人等)

第7条 資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人1人及び保証人1人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、本人が未成年の場合はその保護者（親権を行う者又は未成年後見人をいう。）又は成年の場合には父母兄弟若しくはこれに代わる者でなければならない。

(貸与の休止又は停止及び貸付期間の短縮)

第8条 資金の貸与を受けた者が休学又は長期にわたって欠席したときは、資金の貸与を休止する。

2 資金の貸与を受けた者の学業又は性行などの状況により、市長が必要と認めるときは、資金の貸与を停止し、又は貸与期間を短縮することができる。

(貸与の復活)

第9条 資金の貸与を休止又は停止された者が、その理由が消滅し、市長に願い出て、復活することが適当と認められたときは、資金の貸与を復活することができる。ただし、休止又は停止されたときから1年を経過したときは、この限りでない。

(貸与の決定の取消し)

第10条 資金の貸与を受けた者が次のいずれかに該当するときは、資金の貸与を取り消すことができる。

- (1) 傷病などのため、成業の見込みがなくなったとき。
- (2) 資金の貸与を必要としなくなったとき。
- (3) 資金の貸与を受ける者として適当でなくなったとき。
- (4) 第2条に規定する要件を欠くに至ったとき。

(貸与の辞退)

第11条 資金の貸与を受けた者は、いつでも市長に対して資金の貸与の辞退を申し出ることができる。

(返還)

第12条 資金の貸与を受けた者が次のいずれかに該当するときは、資金の貸与が終了した月の翌月から起算して6月を経過した後、4年以上8年以内で市長が定める年数以内に年賦、半年賦又は月賦の方法により返還しなければならない。ただし、貸与した資金は、いつでも繰り上げて返還することができる。

- (1) 卒業又は退学したとき。
- (2) 貸与期間が終了したとき。
- (3) 資金の貸与の決定を取消されたとき。
- (4) 資金の貸与を辞退したとき。

(返還猶予)

第13条 資金の貸与を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、願い出により相当の期間その貸与した資金の返還を猶予することができる。

- (1) 災害又は傷病によって返還が困難となったとき。
- (2) その他やむを得ない事由によって返還が著しく困難となったとき。

(延滞金)

第14条 資金の貸与を受けた者が、正当な理由がなく貸与した資金の返還を怠ったときは、延滞金を徴収することができる。

2 前項の延滞金の額は、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、滞納額に年14.6パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。ただし、延滞金の額が100円未満のとき及び100円を超える延滞金の確定金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

3 前項に定める延滞金の額の計算につき、この規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(返還免除)

第15条 資金の貸与を受けた者は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める資金の額の返還を免除することができる。

- (1) 死亡したとき 全額
- (2) 重度心身障がいのため労働能力を喪失し、貸与した資金の返還が困難となったとき 全額
- (3) 本市に住所を有し、市内の居住地から通勤するとき $\frac{2}{3}$ を乗じた額

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、資金の貸与に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。